



〔 注 意 事 項 〕

1. 共済加入日以前の事由は申請対象にはなりません。
2. 申請日現在において継続して加入している方のみ対象となります。
3. お見舞金は焼津商工会議所独自の制度であり支払い資金は運営費にて賄っています。
4. 初期入院見舞金に付きましては1口に対し2,000円の支払いとなります。  
事故通院・病気入院見舞金に付きましては1口に対し5,000円の支払いとなります。
5. 継続加入途中で増口・減口等の口数変更があった場合、口数変更の効力発生日以後は、変更後の口数にて支払いとなりますが、効力発生日以前は、変更前の口数にて支払いとなります。
6. 同一の事故通院・事故入院・病気入院・及びその後遺症に対しての事故通院・事故入院・病気入院についてはどちらか1回の見舞金支払いとなります。
7. 添付書類はコピーでも可とします。(通院に付いては5日以上の日付確認出来る資料)
8. 請求期限は、事故・病気の発生した日を基準日とし3年以内とします。  
請求の限度は下表の通りです。

発生日 給付内容	平成 26 年 8 月 31 日以前	平成 26 年 9 月 1 日以降
初期入院	給付対象外	1泊2日以上5日未満の継続入院 1人・年1回
事故通院	5日以上の実通院 1人・年2回	5日以上実通院 1人・年2回
病気入院	7日以上継続入院 1人・年1回	5日以上継続入院 1人・年1回

9. 申請内容に不備・虚偽等があった場合は支払いを停止いたします。また、支払い後にその事実が明らかになったときは給付金の返却をしていただく場合もあります。

\*お見舞金の振込は掛金引落口座とは別口座に指定します。

引落口座名義人

住 所  
事業所名  
氏 名

印